

規制の事後評価書(要旨)「簡素化」

法律又は政令の名称		成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律	
規制の名称		成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等	
担当部局		金融庁企画市場局総務課調査室	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期		令和7年2月28日	
事前評価時の想定との比較		当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握		費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
	遵守費用	(成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 事前評価時、申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得ることを想定していた。しかし実際には、当該規制緩和においては、申請書類に、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者に該当しない旨を記すこととし、当該規制緩和の前後で事業者からの届出に係る添付書類の追加は行っておらず、遵守費用は発生しなかった。	事前評価時との想定との乖離は認められない。
	行政費用	(成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 現在の免許・登録等の審査手続等に含めたため、行政費用は発生しなかった。	事前評価時との想定との乖離は認められない。
	副次的な影響及び波及的な影響	(成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて) 欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しなかった。	事前評価時との想定との乖離は認められない。
考察		上記のとおり、規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。 規制の見直しにより、金融庁所管法律の適用を受ける事業者の事業の適正性を確保しつつ、成年被後見人等であることを理由とする不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進を図られたと考えられ、今後も同様の効果が生じることが引き続き期待できると考えられることから、今後も当該規制緩和を継続することが妥当である。	
備考			